

# 重要事項説明書【全文PDF】

あじさい訪問看護ステーションでは、訪問看護サービスをご利用いただくにあたり、介護保険法および関係法令に基づき、サービス内容・利用料金・その他重要な事項について、書面をもってご説明しています。

本書は、訪問看護サービス開始時に利用者様およびご家族へ説明する「重要事項説明書」です。

※実際のご契約に際しては、本書面を用いて対面または書面により説明を行い、内容をご理解・ご同意いただいたうえで契約を締結します。

—

**\*\*事業所名\*\***：あじさい訪問看護ステーション

**\*\*運営法人\*\***：株式会社Y&M

**\*\*所在地\*\***：東京都八王子市大和田町1-19-16

**\*\*管理者\*\***：岩澤 綾乃

(2026年1月1日現在)

# 重要事項説明書

《2026年 1月 1日現在》

## 1. 法人・事業所の概要

(1)法人名/代表者 株式会社Y&M 代表取締役 岩澤 綾乃  
所在地 〒192-0045 東京都八王子市大和田町1-19-16

事業所名	あじさい訪問看護ステーション
所在地/電話番号	東京都八王子市大和田町1-19-16/TEL:042-633-6593
サービス提供地域	八王子市・日野市（一部地域を除く）
管理者	岩澤 綾乃
事業所登録番号/登録日	1362990549 / 2023年11月1日

(2)職員体制(2026年 1月 1日現在)

資格	常勤	非常勤	計
管理者	1		
看護師	3	4	
准看護師			
理学療法士	1	2	
事務員		3	14名

(3)営業日および営業時間、サービス提供日、時間は次のとおりとします。

- ① 営業日：月曜日から金曜日(土日、祝日、年末年始の休日期間(12/30~1/3)を除く)
- ② 営業時間：午前9時から午後5時までとします。
- ③ サービス提供日、時間：年中無休、24時間。

※当事業所は、利用者様またはその家族に対して24時間連絡体制で対応します。  
計画以外の緊急訪問を、必要に応じて行っております。（連絡方法は別紙）

## 2. サービス内容

- ① 健康状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活のお世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 看取りの体制への相談・アドバイス
- ⑦ 認知症看護
- ⑧ 精神看護
- ⑨ 療養生活の介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ 医師の指示による医療処置（点滴・傷の処置等）

## 3. 利用料金

(1)利用料...料金表参照

(2)交通費

サービスの提供地域外にお住まいでもガソリン代、移動にかかる交通費は頂きません。  
お近くのパーキングに駐車をさせていただく場合は、パーキング駐車代金を全額ご負担いただきます。

### (3)料金のお支払方法

利用者負担金は当月分を、翌月にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、口座振替、銀行振込、現金集金の3通りです。

## 4. サービス提供の記録

事業者は、サービス提供記録を作成し、サービス終了後5年間は適正に保管し、利用者様の求めがある場合は閲覧に応じ、その写しを実費負担にて交付します。

## 5. サービスの終了

### (1)利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

### (2)当方の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

### (3)自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保健施設または医療機関に入所した場合
- ・利用者の介護保険要介護認定区分が「非該当（自立）」と認定された場合(介護保険の場合)
- ・利用者が死亡した場合

## 6. キャンセル

サービスの提供を中止する場合は、前日までに事業所までご連絡ください。

利用者様の都合により、サービス提供当日の日時変更やキャンセルをされる場合は、キャンセル料(3000円)を頂戴いたします。

## 7. 秘密保持

(1)事業者及び事業者使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2)事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(3)事業者及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者様又は、その家族の秘密を守ることを義務とします。

## 8. 事故発生時の対応

(1)事業者は利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに八王子市、当該利用者様の家族、当該利用者様に関わる居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じます。

(2)事業所は利用者様に対する指定訪問の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害補償を行います。

## 9. 緊急災害発生時の対応

事業者は震度5以上の地震及びそれに匹敵する災害が発生した場合、交通状況及び地震等の被害状況を考慮したうえで、訪問をすることが困難と判断した場合は利用者様に同意を得ることなく訪問を中止することがあります。このことによる損害賠償責任は負えないものとします。

また、災害によりステーションの機能の維持・継続が困難となった場合は他ステーションに業務を委託し、訪問看護事業の提供させて頂く場合もあるものとします。

## 10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- (2) 看護師等に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (3) ご自宅の大切なペットを守るため、また職員が安全にサービスを行うため、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いいたします。万一職員がペットによるケガで治療費等が発生した場合、ご利用者様負担とさせていただきます。
- (4) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントは厳に慎んでいただきますようお願いいたします。職員へのハラスメント行為等により、サービスの中断・契約解除となる場合がございます。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

#### 11. サービス内容に関する苦情

訪問看護サービス内容や対応等について、ご不明な点やご不満な点がございましたら、遠慮なくお申し出ください。苦情を受けた場合には速やかに事実確認を行い、改善に努めます。

当事業所の相談窓口・・・管理者 岩澤 綾乃 電話042-633-6593

その他、事業所以外に下記の機関にも申し出ることができます。

- (1) 国民健康保険団体連合(医療・介護相談窓口)・・・電話 03-6238-0177
- (2) 八王子市高齢者福祉課(相談担当)・・・電話 042-620-7420
- (3) 日野市役所介護保険課(介護給付係)・・・電話 042-514-8519

訪問看護の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

**【事業者】**

所在地 東京都八王子市大和田町1-19-16

名称 あじさい訪問看護ステーション

説明者 岩澤 綾乃 印

私は、重要事項説明書および本書面により、訪問看護サービスに関する重要事項について事業者から説明を受け、その内容を理解しました。

**【署名区分】** 該当するものに☑を入れてください

- 利用者本人が、本書の内容について説明を受け、理解し、自らの意思で同意します。
- 利用者本人の意思疎通は可能ですが、身体的理由により署名が困難の為、代筆者が本人の意思に基づき署名します。→〈利用者〉〈代筆者〉にご記入ください
- 利用者本人の意思確認が困難の為、代理人(後見人等)が利用者本人に代わり説明を受け同意します。→〈代理人〉にご記入ください

2026年 月 日

〈利用者〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〈代筆者〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ 印

〈代理人または後見人〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印